

広島県水道広域連合企業団について

1 広島県水道広域連合企業団とは

広島県水道広域連合企業団¹（以下「水道企業団」という。）は、地方自治法に基づき、広島県と県内 14 市町が、水道事業²、水道用水供給事業³及び工業用水道事業⁴を共同で運営することを目的に設立した特別地方公共団体です。

2 設立経緯

- 水道事業は、これまで市町が中心となって運営してきましたが、人口減少に伴う料金収入の減少、老朽施設の更新に必要な財政負担の増加、専門人材の不足など、水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、このままでは、水道サービスの提供が困難になる恐れがありました。
- このため、広島県と 14 市町は、それぞれが経営する水道事業等を経営統合することで、経営基盤の強化を図るほか、スケールメリットの発揮によるコスト縮減やサービス向上、危機管理体制の強化などを推進して水道サービスの持続性を確保することとし、平成 28 年度から約 6 年の協議を経て、令和 4 年（2022 年）11 月に、その経営主体となる水道企業団を設立しました。
- 水道企業団は、令和 5 年（2023 年）4 月 1 日に広島県から水道用水供給事業及び工業用水道事業を、14 市町から水道事業を承継し、現在、これらの事業を広域的に運営し、安全、安心な水の安定供給に努めています。

3 基本理念

水道企業団では、水道企業団の責務・目的を定めた「基本理念」を、次のとおり定めています。

【基本理念】

- 水道企業団は、多様な背景を持つ市町と県が統合し、相乗効果を発揮するとともに、環境の変化に的確に対応しながら、安全、安心、良質な水を適切な料金で安定供給する水道システムを構築することで、住民福祉の向上と地域経済の発展に寄与します。
- 水道企業団は、水道変革のフロントランナーとして、ノウハウや技術力を活用し、国内外の水道の発展に貢献します。

¹ 広域連合企業団：複数の地方公共団体が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的に設置する特別地方公共団体を「広域連合」と言います。この広域連合のうち、水道事業など地方公営企業を共同で行うものを「広域連合企業団」と言います。

² 水道事業：水道により 101 人以上の人に、水を供給する事業

³ 水道用水供給事業：水道により水道事業者に、水を供給する事業

⁴ 工業用水道事業：工業用水道により、企業等に対し、工業用水を供給する事業

4 事業概要

(1) 水道事業（令和3年3月31日現在）

県内14市町の571,000人に対し、水を供給しています。

給水人口 (対県全体)	面積 (対県全体)	施設		1日最大 給水量
		浄水場	管路延長	
571,000人 (22%)	5,956 km ² (70%)	159か所	7,080 km	247,000 m ³

(2) 水道用水供給事業（令和3年3月31日現在）

県内15市町と愛媛県今治市及び上島町の17市町に対し、水を供給しています。

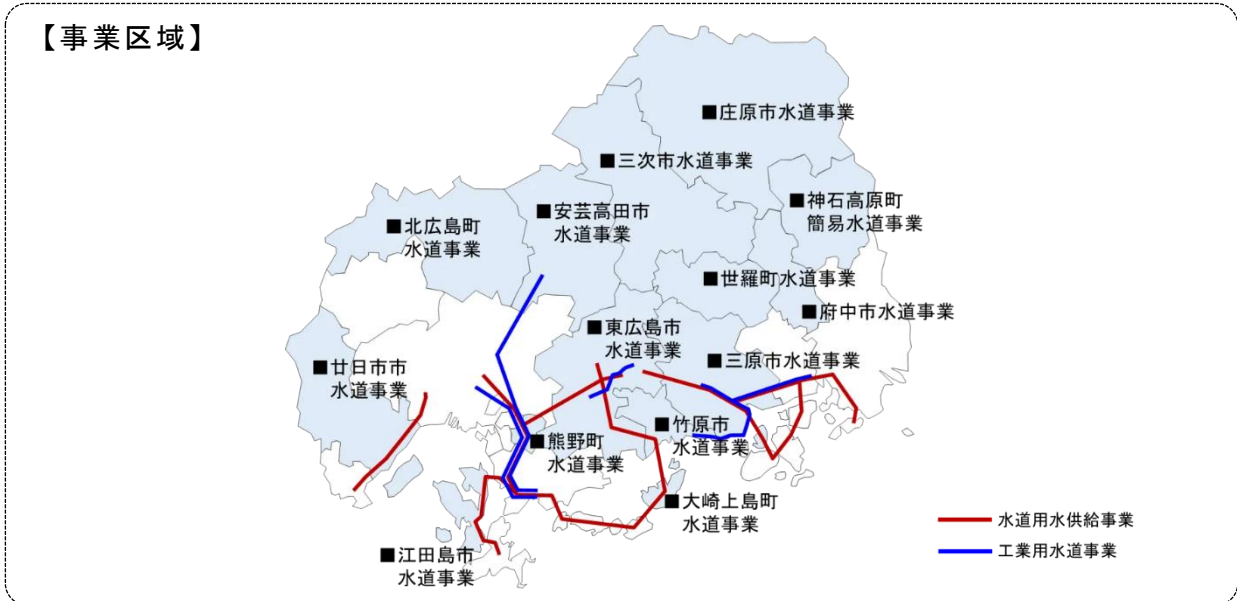
給水市町	施設		1日最大 給水量
	浄水場	管路延長	
11市6町	7か所	362 km	271,000 m ³

(3) 工業用水道事業（令和3年3月31日現在）

34事業所に対し、工業用水を供給しています。

給水先	施設		1日最大 給水量
	浄水場	管路延長	
34事業所	4か所	167 km	230,000 m ³

【事業区域】



5 水道企業団の特徴

- 水道企業団の給水区域は、都市部から中山間地域、豪雪地帯から島しょ部まで幅広であり、多様な背景を持っています。また、面積も約5,900 km²と広大で、全国で最も広い面積を有しています。
- 水道事業の経営統合は、これまで、同じ水源を共有する水道事業同士の統合が一般的でした。水道企業団では、水源が異なる水道事業同士で経営統合しているため、統合の規模が大きく、新たな水道広域化のモデルとして、注目されています。